

○小牧市都市公園における自動販売機の設置に関する要綱

平成23年7月12日

23小み第251号

(趣旨)

第1条 都市公園における自動販売機の設置については、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）、小牧市都市公園条例（昭和50年小牧市条例第21号。以下「条例」という。）及びこれらの関係法令等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(設置者の選定等)

第2条 都市公園における自動販売機の設置者（以下「設置者」という。）は、原則として、制限付一般競争入札（以下「入札」という。）の方法により選定するものとする。

2 前項の入札の実施に関し必要な事項は、別に定める。

3 市長と入札により選定された設置者は、都市公園における自動販売機の設置に関する契約を締結するものとする。

(最低使用料)

第3条 自動販売機の設置に係る最低使用料は、使用面積1平方メートル1年につき3,600円とする。

(設置の期間等)

第4条 自動販売機の設置の期間は、3年以内とする。

2 設置者は、自動販売機の設置までに法及び条例の規定に基づく公園施設の設置の許可（以下「設置許可」という。）を受けなければならない。

3 自動販売機の設置に際し、設置期間について周知を図るため、入札公告時に、都市公園における自動販売機の設置に関する契約についての注意事項（様式第1）を配付するものとする。

4 契約書は、都市公園における自動販売機の設置に関する契約書（様式第2）を例として所要の契約書を作成するものとする。

(設置の面積)

第5条 自動販売機の設置の面積は、都市公園の用途及び目的を妨げない

面積を限度とする。

(使用料の算定及び改定)

第6条 使用料は、第3条で定める最低使用料以上の入札された価格のうち、最高価格とする。

2 使用料は、設置期間中は改定しないものとする。

3 光熱水費は、設置者においてあらかじめ自動販売機に設置した専用メーターにより算定するものとする。

(使用料等の納付)

第7条 使用料は、年1回の納付により前納させるものとする。

2 設置者が納付期限までに使用料を納付しない場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3及び関係法令等の規定に基づき延滞金を徴収する。

3 設置者が納付期限までに光熱水費を納付しない場合は、納付期限の翌日から納付した日までの期間に応じ、当該未納金額に年14.6パーセントの割合を乗じて算出した額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を延滞金として徴収する。

(実地調査等)

第8条 市長は、自動販売機の設置期間中において、定期又は随時に実地調査を実施し、設置者の設置許可に係る条件の履行状況について確認するとともに、設置者から自動販売機の売上状況について報告させるものとする。

(原状変更及び第三者への転貸等の禁止)

第9条 設置者が自動販売機の設置場所の原状を変更することは、認めないものとする。

2 設置許可の権利を第三者に転貸し、若しくは譲渡し、又は担保に供することは、認めないものとする。

(契約の義務違反に対する措置)

第10条 市長は、契約に定める義務の違反を確認した場合は、次の各号に掲げる場合に応じ、速やかに当該各号に定める措置をとるものとする。

(1) 設置許可の期間中に指定用途以外の用途に供した場合

ア 使用料の1年分に相当する額（以下「使用料年額」という。）の3倍の額の違約金を徴収するとともに、相当の期間を定めて指定用途に供すべきことを請求し、当該期間内に履行しないときは設置許可を取り消す旨を相手方に通知する。

イ アの規定により定めた期間内に指定用途に供しない場合は、設置許可を取り消すとともに自動販売機の撤去及び原状復旧を求めるものとする。

(2) 設置許可の権利を第三者に転貸し、若しくは譲渡し、又は担保に供した場合は、使用料年額の3倍の額の違約金を徴収するとともに、相当の期間を定めて転貸し、若しくは譲渡、又は担保に供することの取消しを求め、当該期間内に履行しないときは、設置許可を取り消す旨を相手方に通知するものとする。

(3) 第8条の規定による実地調査及び報告の拒否等をした場合は、直ちに是正を求め、使用料年額と同額の違約金を徴収するものとする。

（適用除外）

第11条 次の事由に該当する案件については、第2条の規定にかかわらず、入札によることなく設置の許可をすることができる。

(1) 公園施設内に食堂、売店等を設置する場合で、自動販売機と一体的な管理及び運営をすべきものと判断されるもの

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）等の規定により福祉関係団体から設置の申請があったもの

(3) 施設の管理を指定管理者その他小牧市の外郭団体をして行わせる場合で、その得られる収入が、管理業務又は自主事業の財源の一部に充当されるもの

(4) 施設の用途廃止を3年以内に予定しているもの

(5) その他極めて短期的な設置であるなど入札に付することが困難と判断されるもの

附 則

この要綱は、平成23年7月12日から施行する。

附 則（令和元年31小み第644号）

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

様式第 1 (第 4 条関係)

都市公園における自動販売機の設置に関する契約についての注意事項

今回の競争入札に付した下記物件の設置は、期間の満了をもって終了し、更新はありません。

したがって、期間の満了の日までに当該自動販売機の設置場所を明け渡さなければなりませんので、注意してください。(ただし、期間の満了の日の翌日を始期とする新たな契約が市と同じ者との間で締結される場合を除く。)

なお、設置許可は、設置までに受ける必要があります。

記

1 入札日 年 月 日

2 設置物件

設置物件名	
所在地	
設置台数	
設置面積	
設置期間	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 2 (第 4 条関係)

都市公園における自動販売機の設置に関する契約書

小牧市 (以下「甲」という。) と〇〇〇〇〇 (以下「乙」という。) とは、次の条項により都市公園における自動販売機の設置に関して契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第 1 条 甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(設置物件)

第 2 条 設置物件 (以下「物件」という。) は、次のとおりとする。

設置物件	設置場所	設置台数	設置面積

(用途の指定)

第 3 条 乙は、物件を「自動販売機の設置場所」の用途 (以下「指定用途」という。) に自ら使用しなければならない。

2 乙は、物件を指定用途に供するに当たっては、別紙「仕様書」の内容を遵守しなければならない。

(設置期間)

第 4 条 設置期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

(設置許可)

第 5 条 乙は、第 2 条に掲げる物件に自動販売機を設置するにあたり、あらかじめ都市公園法 (昭和 3 1 年法律第 7 9 号) 第 5 条第 1 項の規定に基づく公園施設の設置の許可を受けなければならない。

(使用料)

第 6 条 使用料は、金<落札価格>円 (非課税) とする。

(使用料の納付)

第 7 条 乙は、前条に定める使用料を、次に定めるとおり、甲の発行する

納入通知書により納入しなければならない。

年次	納付金額	納付期限
第 年次	円	平成 年 月 日
第 年次	円	平成 年 月 日
第 年次	円	平成 年 月 日

(電気料の支払)

第 8 条 乙は、本契約に基づき設置した自動販売機に電気の使用量を計る専用メーターを設置するものとする。

2 甲は、施設全体の前月電気使用量の単価に基づく当該月の専用メーターの表示する電気使用量により電気料を計算し、乙に納入通知書を送付するものとする。

3 乙は、前項の納入通知書に定める日までに甲に電気料を支払わなければならない。

(延滞金)

第 9 条 乙は、第 7 条の規定に基づき甲が定める納付期限までに使用料を納入しなかったとき、又は前条の規定に基づき甲が定める納付期限までに光熱水費を納入しなかったときは、納入期限の翌日から納入した日までの期間に応じて、当該未納金額に年 14.6 パーセントの割合を乗じて算出した額の延滞金を甲に支払わなければならない。

(充当の順序)

第 10 条 乙が使用料等及び光熱水費並びに延滞金を納入すべき場合において、乙が納入した金額が使用料及び光熱水費並びに延滞金の合計額に満たないときは、延滞金から充当する。

(契約保証金)

第 11 条 契約保証金は、免除する。

(瑕疵担保)

第 12 条 乙は、この契約締結後、物件に数量の不足その他の隠れた瑕疵を発見しても、使用料の減免及び損害賠償の請求をすることができない。

(維持保全義務)

第 13 条 乙は、物件を善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなけ

ればならない。

- 2 乙は、物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を甲に報告しなければならない。

(維持補修)

第14条 甲は、物件の維持補修の責を負わない。

- 2 物件の維持補修その他の行為をするために支出する経費は、全て乙の負担とする。

(権利譲渡等の禁止)

第15条 乙は、設置許可の権利を第三者に転貸し、若しくは譲渡し、又は担保にすることができない。

(実地調査等)

第16条 甲は、物件について随時使用状況及び販売状況を実地に調査し、乙に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

- 2 甲は、乙が提出した報告に疑義のあるときは、自ら調査し、乙に対し詳細な報告を求め又は是正のために必要な措置を講ずることができるものとする。
- 3 乙は、正当な理由がなく報告の提出を怠たり、実地調査を拒み、妨げてはならない。

(違約金)

第17条 乙は、第4条に定める設置期間中に、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

(1) 第3条及び第15条に定める義務に違反した場合 金<使用料の1年分に相当する額の3倍の額>円

(2) 第16条に定める義務に違反した場合 金<使用料の1年分に相当する額>円

- 2 前項に定める違約金は、第23条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

第18条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が、この契約に付した条件に定める義務を履行しないとき。

(2) 国、地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供す

るため物件を必要とするとき。

- (3) 乙の発行した手形若しくは小切手が不渡りになったとき、又は乙が銀行取引停止処分を受けたとき。
- (4) 乙が、差押・仮差押・仮処分、競売・保全処分、滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。
- (5) 乙が、破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、又は申立てをしたとき。
- (6) 甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
- (7) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めたとき。
- (8) 乙が、主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
- (9) 乙の資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が契約を継続し難い事態になったと認めたとき。
- (10) 物件及び物件が所在する建物等の都市公園としての用途又は目的を乙が妨げると認めたとき。
- (11) 前各号に準ずる事由により、甲が契約を継続し難いと認めたとき。
(談合その他不正行為に係る解除)

第19条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙に独占的状态があったとして、独占禁止法第

65条又は第67条の規定による審決（独占禁止法第67条第2項の規定による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき（独占禁止法第77条第1項の規定により、当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

(4) 乙が、公正取引委員会が乙に独占的状态があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条第1項の規定により当該審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(5) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(6) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

（暴力団等排除に係る解除）

第20条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 法人等（法人又は法人以外の団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、法人以外の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利

用するなどしていると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(原状回復)

第21条 乙は、第4条に定める設置期間が満了したとき、又は前3条の規定により契約が解除されたときは、甲が指定する日までに物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が原状に回復する必要がないと認めるときは、この限りでない。

(使用料の返還)

第22条 甲は、第18条第2号の規定により、この契約を解除するときは、既納の使用料のうち、乙が物件を甲に返還した日以降の未経過期間の使用料を日割計算により返還する。

(損害賠償)

第23条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(有益費の請求権の放棄)

第24条 乙は、第4条に定める設置期間が満了したとき、又は第18条から第20条までの規定により契約が解除されたときにおいて、物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があってもこれを甲に請求することができない。

(契約の費用)

第25条 この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第26条 この契約に関して疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上、これを定めるものとする。

(裁判管轄)

第27条 この契約に関する訴の管轄は、小牧市所在地を管轄区域とする名古屋地方裁判所とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

年 月 日

甲 小牧市堀の内一丁目1番地
小 牧 市
代表者 小牧市長

印

乙 住 所
氏 名
名称及び
代表者氏名

印

様式第 1 (第 4 条関係)

様式第 2 (第 4 条関係)